

広情個審第9号

平成29年5月31日

広島市長 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 大久保 隆志

公文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年2月16日付け広精相第366号で諮問のあったこのことについては、別添  
のとおり答申します。

（諮問第97号関係）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

平成27年2月16日付け広精相第366号の諮問事案（諮問第97号事案）

平成26年10月21日付けの公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年11月19日付け広精相第275号で行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する平成27年1月12日付け異議申立て

## 1 審査会の結論

実施機関が行った部分開示決定は妥当である。

## 2 異議申立ての内容

### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人が行った「障害者に対する就職指導及び生活指導に関する担当保健士への初任者、定期研修の記録」（以下「本件対象公文書」という。）の開示請求に対し、実施機関が行った本件部分開示決定を取り消し、関係のない第三者の氏名以外の全面開示決定を求めるというものである。

### (2) 異議申立ての理由

自分なりに憲法や法令に違反していると思える部分が不開示であり、裁量権の濫用と思える部分が多いため。

## 3 実施機関の主張要旨

説明書及び口頭意見陳述における実施機関の主張等を要約すると、以下のとおりである。

本件対象公文書を、精神保健福祉相談員研修に関する以下の文書と特定し、条例第7条第1号、同第3号に該当する部分を不開示とする部分開示決定を行った。

(1) 「精神保健福祉相談員研修会の実施について」(平成21年度～平成25年度)

本件対象公文書のうち、別表の文書1(以下「本件対象公文書1」という。同表の文書2以下も同様とする。)から本件対象公文書6までは、平成21年度から平成25年度に、広島市精神保健福祉センターが、各区厚生部保健福祉課の精神保健福祉相談員等を対象とした研修会を実施した際の文書である。

このうち講師の住所は、個人情報に該当するため不開示とした(条例第7条第1号)。

(2) 「普及啓発・教育研修」(平成21年7月2日実施分ほか16件)

本件対象公文書のうち、本件対象公文書7から本件対象公文書23までは、上記(1)により実施した精神保健福祉相談員研修会の実施に従事した職員(以下「従事職員」という。)が、その内容や所感、参加人数等の結果を広島市精神保健福祉センター長以下の職員に報告した文書である。

このうち次の部分について不開示とした。

ア 研修会で使用された資料の事例に記載された個人の氏名は、個人情報に該当するため不開示とした(条例第7条第1号)。

イ 従事職員の所感に引用された講師の発言内容は、個人情報に該当するため不開示とした(条例第7条第1号)。

ウ 研修会で使用された資料の事例は、公にすることにより、市民からの信頼を失い、精神保健福祉相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示とした(条例第7条第3号)。

エ 従事職員の所感は、従事職員が研修についての自らの評価や感想を率直に記載し、広島市精神保健福祉センター長以下の職員に対し報告しているものであり、講師を含む外部の者には公開されないことを前提に作成されている。しかし、これらの情報を公にすることとなると、市民に不安や誤解を与え、今後の精神保健福祉相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示とした(条例第7条第3号)。

#### 4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 異議申立ての内容について

本件異議申立ては、実施機関が不開示とした情報のうち、関係のない第三者の氏名以外の全部開示を求めるものである。

(2) 本件対象公文書について

ア 個人の氏名等について

本件対象公文書1～6、同10の不開示部分には個人の氏名や住所が記載されている。

当該個人の氏名等は、条例第7条第1号にいう「個人に関する情報（・・・）であって、・・・特定の個人を識別することができるもの」に該当し、同号ただし書のアからエまでの除外事項に該当しない。

したがって、当該氏名等は、同号の不開示情報に該当する。

イ 事例の情報について

本件対象公文書7の不開示部分には、実際に行った精神保健福祉相談業務の事例が記載されている。

これらの情報は、精神保健福祉相談業務を行う目的で入手した情報であるから、これらの情報を公開した場合には、当該相談の関係者が実施機関に対し不信感を抱いたり、実施機関と相談者との間に対立関係が生じることにより、その後の精神保健福祉相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、事例の情報は、条例第7条第3号の不開示情報に該当する。

ウ 所感について

本件対象公文書11、同16～19、同21、同22の不開示部分には、従事職員が記載した講師の発言内容を含む研修の内容及び感想、研修内容を踏まえた現状認識や業務改善についての意見具申等の所感が具体的かつ詳細に記載されている。

これらの情報を公にすることとなると、今後、従事職員が開示されることを意識して、精神保健福祉相談業務の施策の検討に必要な考えを率直に示すことを躊躇し、ありのままの所感を記載することを避けることも考えられ、その結果、所感の記載内容の形骸化・空洞化を招きかねず、今後の精神保健福祉相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、所感は、条例第7条第3号の不開示情報に該当する。

以上のことから、実施機関が、本件開示請求について行った本件部分開示決定は、妥当である。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別紙1

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
27. 2. 16	広精相第366号の諮問を受理（諮問第97号で受理）
28. 12. 28 (第1回審査会)	第1部会で審議
29. 2. 10 (第2回審査会)	第1部会で審議
29. 2. 17 (第3回審査会)	第1部会で審議
29. 3. 8 (第4回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信 作	中国新聞社論説主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授